

第2期 新潟市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の見直しについて

1. 見直しの位置づけ

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、国の示す指針により、量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされている。

この度、国より見直し作業にあたっての考え方が参考として示されたのを踏まえ、地方版子ども・子育て会議の議論を経て、量の見込みを含む計画の見直しについて、自治体において判断することとされている。

2. 見直し概要

教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年4月1日時点の認定区分ごとの子どもの実績値が計画における量の見込みと10%以上乖離する場合 ● 上記のほか、将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合 <p>⇒ <u>見直しが必要と判断した場合は、要因分析を行った上で、「量の見込み」の補正を行うとともに提供体制の確保等の検討も行う。</u></p> <p>※ 「量の見込み（人）」算出方法（国手引きより） 推計児童数 × 潜在的家庭類型の割合 × 利用意向率</p>
子ども・子育て支援事業 (11事業) 【別紙参照】	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用の見込みに影響を与えると考えられる要因の今後の動向や利用実績等を踏まえ、必要に応じて見直す。

※新型コロナウイルスの影響等により平常時の実績想定が困難な場合 R5 以降の見直しも可。

3. スケジュール (予定)

- 7月～11月 「量の見込み」の見直し検討作業
- 12月 「量の見込み」の見直し（案）作成
- 2月 「量の見込み」の見直し（最終案）作成
- 3月 「量の見込み」の見直し及び子どもの未来応援プランの更新内容を新・すこやか未来アクションプラン（第2期計画）の別冊として作成

1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

No.	子ども・子育て支援法における事業	本市事業名称
①	利用者支援事業	妊娠・出産サポート体制整備事業 (妊娠・子育てほっとステーション)
②	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業	こどもショートステイ
⑦	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑧	一時預かり事業	一時預かり事業〔保育施設によるもの〕 一時預かり事業〔幼稚園によるもの〕
⑨	時間外保育事業	延長保育事業
⑩	病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※1)	実費徴収に係る補足給付事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(※1)	障がい児保育事業(一部)(※2)

※1 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

※2 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、「ア) 新規参入施設等への巡回支援」及び「イ) 認定こども園特別支援教育・保育経費」からなっていますが、本市では「イ)」を実施しています。